

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

群馬県邑楽郡明和町

2 構造改革特別区域の名称

子供たちを地元産食材で育てる特区

3 構造改革特別区域の範囲

群馬県邑楽郡明和町の全域

4 構造改革特別区域の特性

明和町は、群馬県の最東南端に位置し、東は板倉町、南は利根川を隔て埼玉県羽生市、北は谷田川を挟んで館林市、西は千代田町と接しています。

首都圏から60km圏に位置し、鉄道では東武伊勢崎線で東京（浅草）から約1時間、車では東北自動車道を利用し約1時間程度となっています。

明和町の地形は、利根川の流れに沿って横に長く広がっており、東部、中部、西部という特有の地域性を持った3地区に分けられます。東部は全国有数の生産量を誇るわい性カーネーションをはじめシクラメンなどの花々や梨・桃などの果樹や野菜類などの栽培が盛んに行われています。中部はまちの中心的要素をそなえた地域で東武伊勢崎線・川俣駅のほか、各種公共施設が集積しています。西部には工業団地が並び、河川敷の利根川総合運動場はスポーツを楽しむ人たちの憩いの場となっています。

本町では東部・中部・西部地区のそれぞれに保育園、幼稚園を1園づつの合計6つの施設を有し20数年間にわたり運営してきましたが、少子化傾向による園児数の減少など、社会情勢の大きな変化に伴い、今まで各3園あった保育園・幼稚園をそれぞれ1か所に統廃合を行い、合理化と多様なニーズに添えていこうと明和保育園・明和幼稚園を平成12年4月1日に開設いたしました。折しも平成10年3月に国から「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」が示されたため、明和保育園・明和幼稚園は同一敷地内で一体的な合築の建物として施設整備し、園庭・遊具等を共用しています。この施設を明和町の児童福祉・幼児教育の新しい拠点として保育の充実を図っています。

保育園と幼稚園の園舎は、群馬県産材のひのきを使った木のぬくもりのある施設で、太陽熱エネルギーを利用する空気ソーラーによる床暖房や深夜電

力を利用する床暖房と空調設備、雨水を水洗トイレの水として再利用する装置など省エネ化を考慮した施設となっています。

この保育園には、子育て支援室やほふく室（乳児が、はいはいを練習する部屋）が新たに設けられました。さらに、多様化するニーズに対応し、早朝・時間の延長など保育内容の充実を図っています。両園とも、新たな子育て機能を充実させ、一層安心して子育てのできる環境づくりを進めています

一方、学校給食もそれまでは各校単独調理方式により実施されていましたが、平成9年には共同調理方式（センター方式）の学校給食センターを建設し、町内の中学校・小学校・幼稚園に給食の提供を行っています。学校給食センターでは新しい給食施設・設備の整備と調理技術の向上による食事内容の充実、食品の品質管理等衛生管理及び安全に万全を期するとともに、それまで年数回だった梨やブドウなどの地元農産物の提供に加え平成15年1月からは、市場購入を行っていた野菜5品目（きゅうり・白菜・ニラ・なす・イチゴ）を地元農協と契約し地元産野菜に切り替え、新鮮野菜を使った給食メニューの充実に努めています。

5 構造改革特別区域計画の意義

平成12年の農業センサスにおける当町の農家数は834戸で、平成7年の915戸に比べ81戸減少しており、町全体の世帯数約3,450戸の中に占める割合も約24%と少なく、第2次産業や第3次産業従事者が増えてきており農業への関心も低い状況です。

そのような状況の中、最近ではBSEや鳥インフルエンザなどの食に関するニュースが報道されており、食に対して不安を抱いている消費者は多いと思いますが、生産者の顔が見える地元産野菜類を給食に使う地産地消は子供を持つ保護者にとりましては重要な事柄です。

当町の学校給食センターでは地元農協と契約し野菜5品目（きゅうり・白菜・ニラ・なす・イチゴ）の購入を行い、給食材料として使用している事を保護者に周知することにより、町の農業への関心を高められ、生産農家では新鮮で安全な農作物を子供たちに食べてもらいたいという好循環作用が生じます。

また、保育園や幼稚園の子供たちに給食に使われているきゅうりやなす・梨など、普段から目にするものが給食に使われていることを教える事により、給食に使われている他の食材（肉や魚等）はどこから、どのように来ているかの興味が深まるとともに、作物名を具体的に挙げて教える事により、町で生産されている作物にも関心が行きます。

給食という形をとおして地元農産物に興味を持たせたり、作物が持つ栄養成分や食事の大切さなど多くの事についての興味を深めさせる事は全国のモデルになります。

6 構造改革特別区域計画の目標

当町の総面積は1,967haで、平成15年度時点の土地利用別面積では、農用地が925ha(47%)を占めており、きゅうりやなす等の野菜や梨・ブドウなどの果樹栽培も盛んに行われている地域です。

給食センターでは平成15年1月から地元農協と契約し農産物5品目(きゅうり・白菜・ニラ・なす・イチゴ)を給食食材として利用しており、保育園児の3歳以上児にも、学校給食センターから搬入を行う事により、明和町では3歳以上の保育園・幼稚園児から中学生までの、将来の明和町を担う子供たち全てに地元産野菜類を食材として提供することにより、ごはんの材料になるお米や野菜などが食卓に並ぶまでのプロセスを考える事のきっかけになります。

また、保育園の保護者に対しましても、保育園関係者の学校給食センター運営委員への登用により、町と農協で実施している残留農薬調査事業の周知や、幼稚園や小学校で実施している給食参観や給食試食会などの機会にも、改めて地元産野菜の利用状況を知らせるなど親と子供で食の重要性を見直す機会の提供により、普段、何気なく見過ごしている農業への関心を深めることになります。

さらに、現在、学校給食センターに7名、保育園に3名の調理業務職員が配置されておりますが、調理担当部門を学校給食センターに集約することにより、10名の職員で調理業務を担当することになります。

調理担当部門を集約することにより、調理業務を必要とする学校給食・保育園給食(3歳未満児)それぞれに対し、必要な人員を柔軟に配置出来る事は給食調理業務の効率的・安定的運営を推進するものです。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

少子化が進展し幼児数全体が減少傾向の中で、現在、町保育園には128名(平成16年)の在園生がおり、うち3歳以上児は100名が在園しております。核家族化が進み共働き世帯が増加している中で少しでも負担を軽くすることは、仕事と家庭の両立支援の一翼を担います。

現在、町給食センターでは野菜・果樹類等の購入を行い幼稚園・小学校・

中学校に給食の提供を行っていますが、平成15年度では野菜類が約3,350kg、町の特産でもある梨を始めとする果樹類を約250kg購入し合計で約3,600kgの地元産農作物が給食用食材として利用されております。平成15年度では約1,270名に給食を提供しており、1人当たり換算では約2.8kgの地元産農産物が使用されており、これに保育園の3歳以上児100名と職員20名の合計120名が加わることにより、約350kg弱の購入量の増加が図れます。

また、保育園給食を外部搬入することに伴い、調理担当部門を集約化することが可能となります。保育園給食担当者3名を学校給食センターへ異動することにより、学校給食センター職員が10名になり調理業務を必要とする学校給食・保育園給食（3歳未満児）相互への対応がより安定・効率化するとともに柔軟な対応が可能となります。保育園給食担当者が3名の時では、1名でも都合が悪くなると2名での調理業務になってしまいますが、調理担当者が集約される事により学校給食センターから派遣することが可能となり安定的に安全な調理業務が実施できます。後片付け作業なども人員の集中作業により効率的に行える様になるほか、スケールメリットを生かし現在5品目で行われている地元産野菜類の購入品目の拡大にもつながります。

8 特定事業の名称

公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

現在、学校給食センター運営委員会には保育園関係者がおりませんが、新たに保育園関係者を委員登用することにより、保育園・幼稚園・小学校・中学校と、明和町で子供に関する機関の関係者が揃い子供たちの給食に関しての議論が行えるとともに、新鮮でしかも安全で安心して食べられる地元産野菜・果樹等の購入数量が増加することにより、購入品目の拡大など更なる地産地消の推進を検討いたします。

また、子供たちや保護者に対しては食事指導研修会などを通して、通学路沿いにある野菜・果樹類が給食に使われていることを教え、町の基幹産業でもある農業への関心を高めるとともに、自然の大切さも併せて教えられます。

別紙

1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

明和町立保育園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業の主体

明和町

(2) 事業の区域

群馬県邑楽郡明和町の全域

(3) 事業の実施期間

平成17年4月1日から

(4) 事業の内容

保育園で行っていた調理業務のうち3歳以上児給食については学校給食センターからの搬入方式に変更します。

搬入方式への変更に伴い、保育園給食担当者は学校給食センターへ異動となりますが、3歳未満児に対しての給食は引き続き保育園調理場で実施し、必要な職員は学校給食センターから派遣します。学校給食センターが未稼働（春休み・夏休み・冬休み等）の時期につきましては、保育園児全員に対しての給食は保育園調理場において調理を実施し、必要な職員は学校給食センターより職員を派遣し対応します。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置の適用を申請している明和町立明和保育園は、平成10年3月に国が示した「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」に基づき同一敷地内で一体的な合築の建物として施設整備されたものです。

園舎は合築ですが、給食について幼稚園児は学校給食センターから完全給食を搬入し、保育園児は園に設置されている調理室において副食を

調理し提供しています。

学校給食センターには7名、保育園給食には3名の調理担当者がおり、それぞれの調理業務に対応しておりますが、特例措置の適用により調理担当部門を集約することが出来ます。現在、保育園給食調理担当者3名を学校給食センターに移動させ、学校給食センター職員10名とし、調理業務を必要とする学校給食センター・保育園給食（3歳未満児）相互への対応がより安定・効率的に行えると共に、食材購入においても一括購入による無駄がなくなり、行政サービスを落とさずに効率的な運営が行えます。

なお、明和町立保育園では保育園児全員分の副食について、園に設置されている調理室で調理を行っておりますので、3歳未満児への給食については引き続き保育園の調理室で調理を行います。3歳以上児については、幼稚園児と同じ完全給食を提供し、3歳未満児については学校給食センターから調理担当者・栄養士を派遣しますので、内容・回数・時期や栄養プログラムなど従前と同様に対応していきます。

明和町立保育園は、平成12年4月の設立から現在まで園に設置された調理室で、調理業務を実施し園児たちに給食の提供を行っておりますので、保存、配膳等のために必要な調理機能は別添のとおり十分な設備を整えております。また、3歳未満児に対しての調理を引き続き保育園に設置された調理室で実施いたしますので、園児の個別の事情に対してきめ細かな対応が可能です。

児童の食事は、1日でお昼（ご飯、味噌汁、副食）1回、午後のおやつ（牛乳、ビスケット、ミニパン等）1回ですが、昼食については現在外部搬入を実施している幼稚園児の食事の内容等と同様であり、学校給食センターにおいて対応していることから、今後も適切な対応が可能です。午後のおやつについては、これまでどおり保育園の調理室にて対応します。

明和町立保育園に給食を搬入します学校給食センターは、平成9年に設立された町営の施設で食品の衛生管理及び安全に万全を期しておりますが、保育園との連携を密に行い「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」を遵守することはもちろんのこと、保健衛生面・栄養面について保健所による助言・相談等に従い運用いたします。

現在、食育プログラムを作成している栄養士が引き続き献立作成を行

い、児童に必要な栄養素量を供給するとともに、別添の食育プログラムに基づき食事を提供し、児童の食育を図っていきます。